

浮島丸訴訟に関連する意見書

龍谷大学経済学部教授

田 中 宏

目次

一、「ポツダム宣言」受諾のもつ法的意味	1
二、戦後の非軍国主義化と国籍差別の禁止	6
三、再開された援護立法の制定、軍人恩給の復活	10
四、高度経済成長期における追加的施策	15
五、台湾人元日本兵の提訴、そして九〇年代	20
六、司法の役割と司法への期待	24

一九九〇年代に入つて、日本に対するさまざまな戦後補償裁判が提起されており、本件もその一つである。本件審理において証言するにあたり、以下に意見の概要をまとめた。

一、「ポツダム宣言」受諾のもつ法的意味

1、戦後日本の原点は、いうまでもなく「ポツダム宣言」の受諾であり、それによつて長い植民地統治及び侵略戦争にようやく終止符が打たれたのである。ポツダム宣言が引用するカイロ宣言には、台湾を中国に返還するとともに、「朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする」とある。

ポツダム宣言の受諾は、従つて、明治憲法下での日本の国家的営為、とりわけ下関条約による台湾領有、そして韓国併合条約による韓国併合が、ともに否定されたことを意味している。それは、満州事変以降の「十五年戦争」の終結にとどまらず、日清戦争による台湾領有にまでさかのぼつたのである。日中国交正常化の時、中国の周恩来首相は田中首相歓迎宴での挨拶において「一八九四年から半世紀にわたつて、日本軍国主義者の中国侵略により、中国人民は極めてひどい災難を蒙り・・・」と簡潔に歴史を総括した。すなわち、ポツダム宣言とも符合する日清戦争からの「五十年戦争史観」を提示したのである。

台湾領有を定めた下関条約第二条には「清国は、左記の土地の主権並びに・・・を永遠日本国に割与す」とあり、韓国併合条約第一条には「韓国皇帝陛下は、・・・一切の統治権を完全且永久に、日本国皇帝陛下に譲与す」とある（いずれも傍点は田中、

以下同じ)。条約上の文言を見る限り、台湾も朝鮮も日本から分離される余地はなかったのである。しかし、ポツダム宣言の受諾によって、その分離が法的に実現したことを、どう評価するかという問題がある。

2、また、明治憲法下の日本は、かつて「宣戦布告」を行った四度の「戦争」を経験している。しかし、明治天皇の日清、日露の両戦争、そして大正天皇の第一次大戦の「開戦の詔勅」では、いずれも「国際法の遵守」をうたっていたが、最後の昭和天皇の詔勅（一九四一年）だけは、この重要な一句が除かれていた。例えば、日清開戦時のそれには、「いやしくも国際法にもとらざる限り、各々権能に依じて一切の手段を尽くすにおいて、必ず遺漏なからんことを期せよ」とあった。

一方、満州事変や日華事変は「事変」と称されたが、それは「宣戦布告」を行っていないからである。この点について、「東京裁判」の判決は、次のように指摘している。「奉天事件（満州事変のこと）の勃発から戦争の終りまで、日本の歴代内閣は、中国における敵対行為が戦争であることを拒んだ。彼らは執拗にこれを『事変』と呼んだ。それを口実として、戦争法規はこの敵対行為の遂行には適用されないと軍当局は主張した」と（『東京裁判判決』毎日新聞社、一九四九年）。

十五年戦争の始期となった満州事変の翌年の一九三二年三月、日本は中国東北地区に「満州国」を作り上げた。それは国際社会から批判されることとなり、結局、国際連盟総会がリットン調査団の報告を採択した際、日本は、国際連盟から脱退したのである。一九三三年二月のことであるが、同じ年一月、ドイツではナチ政権が成立し、

やがて日本について同じく同盟盟を脱退し、日独は同盟関係に入っていく。すなわち、国際社会に背をむけて、「別の道」を突き進んだのである。従って、十五年戦争期における唯一の「宣戦布告」であった昭和天皇の「開戦の詔勅」に「国際法遵守」が入らなかつた理由も、ここにあつたのである。

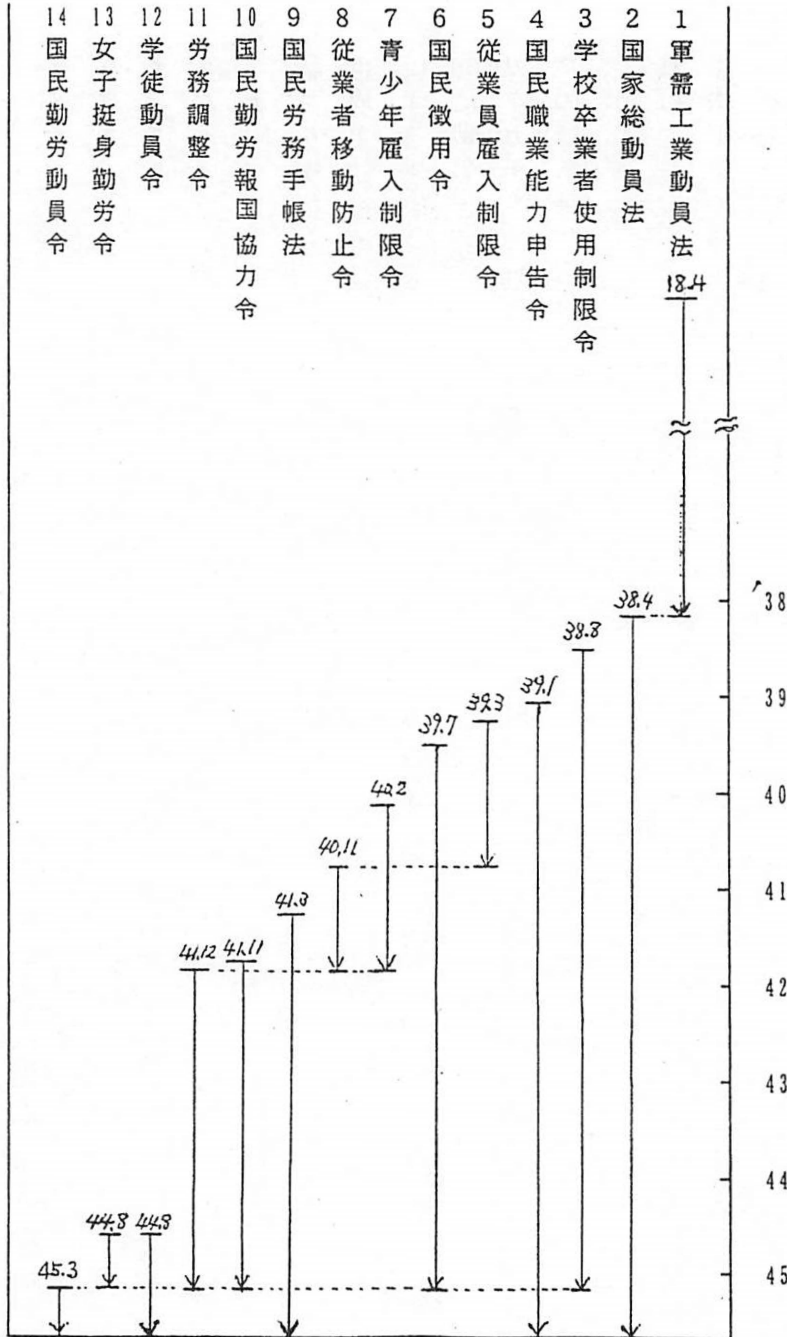
3、ポツダム宣言受諾の年の暮、一月一日、衆議院本会議は「戦争責任に関する決議」を採択している。いわく、「惟うに戦争責任なるものは、之を国際的に稽ぶれば、世界平和を攪乱する無謀の師を起さしめたる開戦責任と、開戦後に於て国際法規に背反する惨虐行為を行ひたる刑事犯罪とに止る。宣戦以降、国家の命令に奨順して合法的に戦争遂行の為、職域に挺身したる一般国民に及ぶべきものにあらず」と（原文はカタカナ）。戦後初の総選挙が行われたのは一九四六年四月であり、この決議を行ったのは、戦時下の一九四二年四月の「翼賛選挙」によつて選出された議員諸侯である。ポツダム宣言受諾の法的意味を考えると、ここに述べたことを充分に踏まえなければならぬ。けだし、現憲法は明治憲法の改正によつて成立しており、明治憲法下での国家的営為の結果についても、現憲法はその成立以降、それを引き続いていふことはいふまでもない。「国家無答責」とか、「憲法がまったく予想しないところ」といふことはできない。憲法前文も、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し・・・」と述べている。

4、なお、本件に関連する戦時の状況を示してくれる三つの図表を掲げておく。

図表①「国家総動員法下の人的動員関係法令の制定推移」は、朝鮮人をも動員した

法令網を示しており、本件原告の多くが国民徴用令による「徴用」であったことは、  
 国側の準備書面でも明らかである。

△図表①▽ 国家総動員法下の人的動員関係法令の制定推移



(注) 18.4.は1918年4月の意、以下同じ

図表② 「労務（国民）動員計画における給源別供給数は、動員計画の中心における朝鮮人の占める比率が決して小さくないことを示している。例えば、一九四三年は七〇・四四年は六・三％となつて

〈図表②〉 労務（国民）動員計画における給源別供給数

給源	年度		1939		1940		1941		1942		1943		1944	
	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人	F人
新規小学校(国民学校)卒業生	467	(201)	739	(329)	423	(167)	771	(353)	777	(318)	790	(334)		
新規中学校卒業生	-		42	(10)	90	(22)	94	(38)	149	(71)	300	(170)		
各種学校在学者	-		-		-		-		53	(18)	-			
学校在学者	-		-		-		-		-		2,053	(920)		
物資動員関係離職者	101	(31)	218	(44)	-		-		-		-			
労務節減可能ナル業務ノ従事者	93	(11)	164	(19)	-		-		-		-			
企業整備ニヨル転換者	-		-		-		-		591	(173)	143	(73)		
男子就業禁止ニヨル転換者	-		-		-		-		190	(0)	16	(0)		
男子配置規正ニヨル転換者	-		-		-		-		-		225	(0)		
動員強化ニヨル転換者	-		-		1,380	(304)	695	(172)	-		287	(185)		
其ノ他ノ有業者	-		-		69	(7)	100	(22)	128	(57)	-			
農村未就業者及農業従事者	256	(65)	202	(80)	-		98	(14)	83	(23)	38	(14)		
農村以外ノ未就業者	87	(23)	47	(12)	-		-		-		-			
女子無業者	50	(50)	40	(40)	-		-		-		-			
無業者	-		-		169	(124)	90	(61)	255	(200)	270	(240)		
④ 移入朝鮮人労務者	85	(0)	88	(0)	81	(0)	120	(0)	120	(0)	290	(0)		
⑤ 内地在住朝鮮人労務者	-		-		-		-		50	(0)				
華人労務者	-		-		-		-		-		30	(0)		
勤労報国隊	-		-		-		-		-		100	(50)		
合計	1,139	(381)	1,540	(534)	2,212	(624)	1,968	(660)	2,396	(860)	4,542	(1,986)		

戦後補償問題研究会編『戦後補償問題資料集』第一集、1990年、原資料は『公文別類』（国立公文書館蔵）。  
 カッコ内は女子で合計の内数。1942年度以降は千人未満を4倍5入。1941、42、44年度の「動員強化ニヨル転換者」は要整理工業従事者、商業従事者、運輸通信業従事者、公務自由業従事者、家事使用人、一般土木建築業従事者の合計。臨時要員に対する給源は含まない。「農村未就業者及農業従事者」は1942年度以降は「農業従事者」。

出典：西成田豊「労働力動員と労働改革」、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』3 東京大学出版会1994年 284頁

図表③ 「旧植民地出身の軍人・軍属」によると、約四五万人が軍要員として狩り出され、うち朝鮮人が二四万人余で、戦没者も二万二〇〇〇人余に達している。

なお、朝鮮人に対する軍要員関係法令の制定は、①陸軍特別志願兵令（一九三八年、勅令九五）、②海軍特別志願兵令（一九四三年、勅令六〇八）、③兵役法改正（一九四三年、法四）となっている。

二、戦後の非軍国主義化と国籍差別の禁止

ポツダム宣言受諾の結果、日本は連合国（主として米国）の占領下におかれ、さまざま「占領改革」が進められた。ここでは、今日の戦後補償問題に係わると思われる三つについて述べたい。

1、一つは、「軍人恩給の廃止」である。それは、一九四五年十一月二四日付GHQ覚

〈図表③〉 旧植民地出身の軍人・軍属  
(単位：人)

	復員兵	戦没者	合計
台湾	176,877	30,306	207,183
朝鮮	220,159	22,182	242,341
合計	397,036	52,488	449,524

出典：厚生省援護局業務一課調べ  
(1990年9月)



書「恩給及び恵与」(SCAPIN338)によつてなされるが、GHQはその理由について、例え「惨憺たる窮境をもたらした最大の責任者たる軍国主義者が、他の多数人の犠牲において極めて特権的な取扱いを受けるが如き制度は廃止されなければならない。われわれは、日本政府がすべての善良なる市民のための公正なる社会保障計画を提示することを心から望むものである」と述べている。

日本の戦争を内から支えた軍人恩給に象徴される軍務に服したものに特権的補償を与える制度を廃止し、戦争犠牲者に対する救済は、一般的な社会保障制度の充実によつて対応すべきであるとの重要な指摘がなされている。

この覚書を受けて四六年二月、恩給法の特例に関する件(勅令六八)により軍人恩給は廃止された。また、傷病兵に関する軍事扶助法(一九三七年、法二〇)及び空襲被災者に関する戦時災害保護法(一九四二年、法七一)も廃止されるが、それらはいずれも旧生活保護法(一九四六年、法一七)の付則によつてなされている(後掲の図表④参照)。すなわち、一般の社会保障制度のなかに解消することによつて「非軍国主義化」がはかられたといえよう。

2、二つ目は、「労働者の国籍による差別的禁止」である。すなわち、一九四五年一月二九日付の同覚書「職業政策」(SCAPIN360)が、民業、官業を問わず、労働者をその賃金、労働時間、労働条件に関し、国籍、宗教、社会的地位により差別してはならない、としたのである。これをうけて、民間企業を対象とする厚生年金保険法(一九四一年、法六〇)の国籍条項が撤廃され、四六年一月以降は外国人も厚生年金の被保険

者となる、とされた。

また、労務者の就職及び従業に関する件（一九四六年、厚生省令二）が制定され、国籍などによる差別の禁止、ならびにその違反者への罰則が定められた。この法令は、後に労働基準法（一九四七年、法四九）となり、今日に引き継がれている（同法三条の均等待遇、及び一一九条の罰則）。同様の国籍による差別の禁止は、職業安定法（一九四七年、法一四一）にも規定され今日に至っているが、これらがGHQの覚書を受けたものであることはいうまでもない。

3、三つ目は、憲法改正における外国人保護規定をめぐる経緯である。日本政府の憲法改正作業が遅々として進まないなか、一九四六年二月一三日、マッカーサー憲法案Ⅱが日本政府に提示された。そこには、一般的な平等条項を定める第一三条のほか、第一六条として「外国人は、法の平等な保護を受ける」とあった。

GHQと日本政府との間の折衝で、両者は統合され「新一三条」、すなわち、「凡ての自然人は、その日本国民たるを否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分若しくは門閥又は国籍に依り、政治上、経済上又は社会上的関係に於いて差別せらるることなし」となった。マッカーサー草案の提示以降の経緯は、当時、GHQの報道管制のためまったく知られず、三月六日に、日本政府によって発表された「憲法改正草案要綱」によって、初めて憲法改正作業がなされていたことを知ったのである。政府が発表した要綱の第一三は、「凡そ人は、法の下に平等にして、人種、信条、性別、社会的地位又は門地に依り、政治的、経済的又は社会的関

係に於て差別を受くることなきこと」となっていた。前引の「新一三条」の傍線部分は削除され、かろうじて「凡そ人は」の部分にすべてを託したかたちとされた。そして、口語化された現行憲法第一四条は、「すべて国民は・・・」となっている。

マ草案に含まれていた外国人保護条項は、かくして姿を消したことになるが、前述の経緯は基本的人権の普遍性を考えるうえで示唆に富むものがあるといえよう。ところで、なぜ外国人保護規定が入ったのだろうか。一九四六年一月の「日本統治体制の改革」（米の國務、陸軍、海軍三省調整委SWNCC28）には、次のような指摘がある。

「日本の「旧」憲法は、基本的人権の保障について、他の憲法に及ばない。これらの権利をすべて人に対して認める代わりに、それらは日本臣民に対してのみ適用すると規定し、日本にいる他の人はその保護を受けられないようにしている」と指摘したうえで、「日本臣民及び日本の統治権の及ぶ範囲にいるすべての人の双方に対して基本的人権を保障する旨を憲法に明文で規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件を作り出し、また日本にいる外国人に、彼らがこれまで有していなかった程度の高い保護を与えるであろう」と。

アメリカは、占領前からさまざまな事前研究を行っており、そこでは、例えば一九二三年の関東大震災における朝鮮人虐殺事件にも触れ、日本人による暴力や社会的、経済的差別から外国人を保護する必要がある、と指摘していたのである。

三、再開された援護立法の制定、軍人恩給の復活

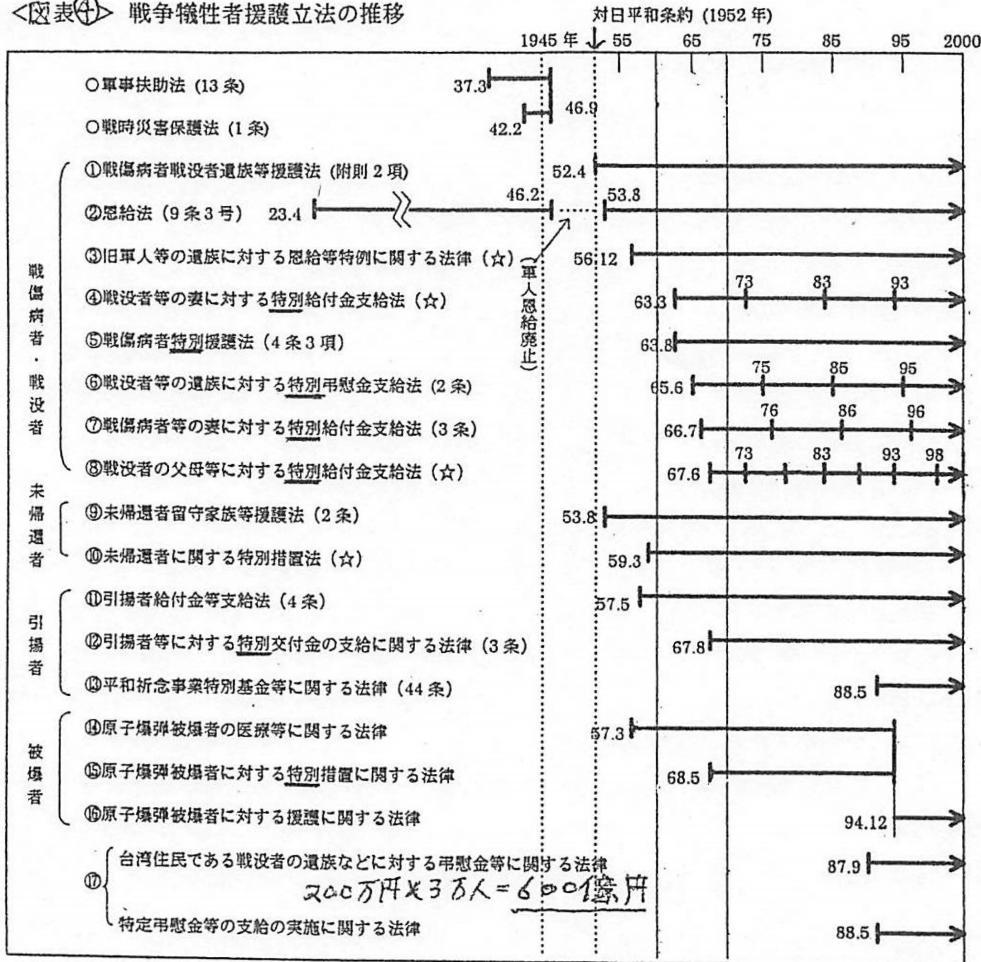
1、占領政策は、米ソ対立の進行を受けて変質したが、軍人恩給の廃止はそのまま維持された。しかし、対日平和条約の発効により日本が主権を回復すると、それを待つように戦傷病者戦没者遺族等援護法（一九五二年、法一二七「以下援護法という」）が制定され、廃止されていた軍人恩給に代わるものとしてまず「戦傷病者」及び「戦没者遺族」について、戦後初の「国家補償」が始動した。

この初の補償立法には、少なくとも大きな二つの「問題点」がある。一つは、それが、軍人・軍属のみを対象とし、空襲被災者など他の被害者を除外したことである。占領下で軍人恩給及び戦時災害保護法とともに廃止されたのに、前者のうちの戦傷病者及び戦没者遺族についてのみ補償が実現し、戦災での死傷者はそこから除外された点である。この点については、国会の審議において、早大の末高信教授が、無差別平等原則に反すると批判したことを紹介しておきたい（衆議院厚生委員会一九五二年三月二五日）。

もう一つは、国籍条項（同法一一、一四、三一の各条）及び戸籍条項（同法付則）によって、外国人を対象外とした点である。従って、同じように戦争に狩り出された旧植民地出身者（前述の約四五万人）の戦死傷者は国家補償が受けられないことになったのである。

援護法以降の戦争犠牲者援護立法の推移をⅡ図表④Ⅴとして掲げておく。なお、Ⅱ図表中の④、⑥、⑦、⑧の各法は、国債によって支給され、その償還期限が満了するた

表④ 戦争犠牲者援護立法の推移



[注] 23.4は、1923年4月の意。以下同じ。( )内は国籍条項を定めた条文を示す。☆印は直接定めた条文はないが、援用法の関係から国籍要件がある。⑭⑮⑯は日本国民と外国人が平等。  
④⑥⑦は10年ごと、⑤は5年ごと、それぞれ法改正を行ない、継続支給。

びに、法改正により新たに国債が発行される方式がとられており、その法改正時をも示すようにした。

2、一九五三年八月には、軍人恩給が復活され、恩給法対象者は援護法からそちらに移管された。そして、援護法については、戦時中にはなかった「準軍属」という範疇が新設され、「国との使用関係」にもとづき、その適用範囲を逐次拡大していったのである。

準軍属とは、おもにナチス・ドイツ型の国家総動員体制のもとで狩り出された人びとで、その範囲も徐々に拡大されてきた。現在、どの範囲までが国家補償の対象とされているかを知るうえで参考になるので、やや煩雑になるが、厚生省の解説資料によって作

---

て軍属の身分を取得した者または陸海軍軍属たる身分を有する者として軍当局において徴用された者で、本邦において勤務に従事中の者。

**準戦地非徴用軍属**

陸海軍の本来の軍属として、1941年12月8日以後、本邦等で勤務に従事中の者(陸軍、海軍の共済組員であった者)。

**満州学徒**

学徒勤労奉公法により、1941年12月8日以後、中国(関東州および台湾を除く)において総動員業務と同様の業務に協力中の在満日本人学徒等。

**防空監視隊員等**

①防空監視隊令3条の規定にもとづいて組織された防空監視隊員で防空上の監視および通信業務に従事中の者。

②船舶防空監視令1条の規定にもとづいて組織された船舶防空監視隊員で防空監視および通信業務に従事中の者。

**準事变地非徴用軍属**

陸海軍の本来の軍属として、1937年7月7日から1941年12月7日の間において、本邦等での勤務に従事中の者(陸軍、海軍の共済組員であった者)。

**防空従事者、警防団員等**

①防空法にもとづき、1941年12月20日以後、地方長官等からの防空業務従事命令により、防毒、救護等公共の防空業務に従事中の医師、看護婦等の医療従事者。

②防空法にもとづき、1941年12月20日以後、地方長官からの防空業務従事命令により特別の教育訓練を受け公共の防空業務に従事中の警防団員。

**満州青年移民**

「満州ニ対スル青年移民送出ニ関スル件」にもとづき満州に送出された者(満州開拓青年義勇隊の前身である)で、陣地構築等の軍事に関する業務に従事中の者(1937年11月30日から1939年12月21日の間の傷病に限る)。

**義勇隊開拓団員**

茨城県内原訓練所で訓練を受けた後、満州に送出され、1941年10月以降、満州開拓青年義勇隊の隊員として、現地訓練所で訓練を終了した後、集団開拓農民となった者(1945年8月8日までは、陣地構築等の軍事に関する業務に従事中の者に限る)。

---

つた一覽表を掲げておく(図表⑤)。この表を見ると、かなり広範囲の人びとが補償の対象となっていることがわかる。

まず、国民徴用令、学徒勤労令、女子挺身勤労令などの国家総動員法令により動員された人、さらにはそうした法令でカバーできない場合は、

「国民義勇隊組織ニ

関スル件」などの閣議決定も、戦後補償の根拠として活用されていることには明らかである。本件の原告らが、日本人であれば、国家補償の対象となっていることは明らかである。

これらは法改正による範囲の拡大としてなされているが、なかには「法外措置」によって補償がなされた例もある。

図表⑤ 遺族等援護法にいう「準軍属」

国家総動員法による被徴用者

- ①国家総動員法4条にもとづく国民徴用令・船員徴用令等により徴用され、国のおこなう総動員業務や政府の管理する工場等のおこなう総動員業務に従事中の者。
- ②軍需会社法によって指定された軍需会社の従業員であって、軍需会社徴用規則によって現職のまま徴用されたものとみなされる者(いわゆる現員徴用者)で、業務に従事中の者。

総動員業務の協力者

- 国家総動員法5条にもとづく総動員業務への勤労協力に従事中の者。  
学校報国隊の隊員——いわゆる動員学徒。学徒勤労令により、中学校、女学校、大学等から動員され、軍需工場等で働いた学生、生徒。ただし、国民学校初等科の生徒は除く。
- 女子挺身隊の隊員——女子挺身勤労令により動員され、軍需工場等で働いた女性。
- 国民勤労報国隊の隊員——国民勤労報国協力令により動員され、軍需工場等で働いた人。

戦闘参加者

- 陸海軍の要請にもとづいて戦闘に参加した者。おもな例として ①満州において、関東軍の要請により敵と交戦した開拓団員等。②沖縄本島において、日本軍の要請により軍事行動中の住民。

国民義勇隊員

- 「国民義勇隊組織ニ関スル件」にもとづいて組織され、出動中の国民義勇隊の隊員。出動例として、都市疎開、陣地構築作業。

特別未帰還者

- 陸海軍に属していない一般邦人で、1945年9月2日から引き続き海外にあって帰国せず、かつソ連、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州または中国本土の地域内において、ソ連地域内の強制抑留者と同様の実情にあった者。

満州開拓青年義勇隊員

- 「満州開拓民ニ関スル根本方策ニ関スル件」にもとづいて組織された開拓民のうち、青少年をもって結成されたものであって、茨城県内原訓練所で訓練を受けた後、満州に送出され、現地訓練所に入所している期間中の者(1945年8月8日までは、陣地構築等の軍事に関連する業務に従事中の者に限る)。

軍属被徴用者

- 国家総動員法により徴用され、陸軍または海軍の直轄工場等に所属し

一つだけ例示しておく、日本赤十字社の従軍看護婦については、一九七八年八月、すべての政党の合意により、「恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して、兵に準ずる処遇をする」ことが決定され、翌年から毎年「慰労給付金」が支給されている。

一九八一年度からは、旧陸海軍従軍看護婦がそれに加えられ、九二年度予算では、両者をあわせて約二〇〇〇人に、総額三億二〇〇〇万円が計上されている（戦後補償問題研究会編『戦後補償問題資料集』第六集）。もちろん、恩給制度を準用するわけであるから、恩給のベース・アップがあれば、この「慰労給付金」も増額されることはいうまでもない。

3、恩給法及び援護法ではカバーできないものについて、次に「未帰還者」及び「引揚者」に対する国家補償として未帰還者留守家族等援護法（一九五三年、法一六一）、及び引揚者給付金支給法（一九五七年、法一〇九）が制定された。これらは、「国との使用関係」の有無ではなく、「外地」にいる（いた）者に対するものである。特に、引揚者については、在外財産の喪失に対する補償の意味で一時金が支給された。しかし、未帰還者及び引揚者に関する立法にも「国籍要件」があり、同じ境遇の旧植民地出身者など外国人はここでも除外された。

4、五〇年代の立法のもう一つは、被爆者に対するものである。前述のように、日本政府は空襲被災者には国家補償を行わない方針であったが、一九五五年四月、広島・長崎の被爆者が、平和条約で対米請求権を放棄した日本政府を相手に補償請求訴訟を提



起したため、状況が動いた。放射能障害の特殊性に着目し、一九五七年三月、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（法四一）が制定された。しかし、これは生存被爆者のみを対象とし、しかも法律名からも明らかのように医療についてのもので、国家補償とは異質なものと政府は位置づけた。従って、その所管は「厚生省公衆衛生局（現、保健医療局）」とされ、「援護局」とは一線を画している。即ち、厚生省の『引揚げと援護三十年の歩み』（一九七八年）及び『援護五十年史』（一九九七年、ともに、ぎょうせい刊）は、いずれも被爆者についてひと言も触れていない。そのことが原因ではないかと思われるが、被爆者に関する立法には珍らしく「国籍要件」がなく、日本に居住する限り外国人にも法が適用されるという特徴をもっている。

#### 四、高度経済成長期における追加的施策

一九六〇年一月、経済審議会は国民所得倍增計画を答申し、日本は経済高度成長期に入った。六〇年代の戦争犠牲者立法の特徴は、五〇年代になされたものに対する「追加的施策」が相次いだことである（前掲の図表④参照、六〇年と七〇年に実線）。

1、すなわち、戦傷病者・戦没者遺族関係では、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（一九六三年、法六一）、戦傷病者特別援護法（一九六三年、法一六八）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（一九六五年、法一〇〇）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（一九六六年、法一〇九）、戦没者の父母等に対する特別給付

金支給法（一九六七年、法五七）である。

次に、引揚者関係では、引揚者等に関する特別交付金の支給に関する法律（一九六七年、法一一四）が、被爆者関連では、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（一九六八年、法五三）が、それぞれ制定されている。

これら七本の立法には、傍点のとおり、いずれにも「特別」が冠されているが、それが「追加的施策」を意味することはいうまでもない。例えば、「戦没者の妻」に対する特別給付金は、すでに遺族年金を受給している妻に対する追加的給付なのである。同法の提案理由は、「戦没者等の遺族の方々に対し、政府としては恩給法、援護法の施行により（中略）でき得る限りの措置を講じてきたところであります。しかし（中略）一心同体ともいふべき夫を失ったという痛手を受けつつ今日に至ったという特別の事情があると考えられます。このような戦没者の妻の精神的痛苦に対して、国としても何らかの形において慰藉する必要があると考え」たとしている。

そして、六〇年代末には、戦後処理問題にいったん終止符が打たれるが、二〇年の空白の後、シベリヤ抑留者等の補償問題に対処するために、平和祈念事業特別基金等に関する法律（一九八八年、法六六）が、懸案の被爆者援護問題についても、原子爆弾被爆者の援護に関する法律（一九九四年、法一一七）が制定され、既存の被爆者二法は同法に吸収された。

2、戦後補償における「国籍差別」については前述のとおりであるが、ここでもう一つ指摘しておきたいことがある。本件のような旧植民地出身者が除かれたのは、対日平

和条約を機に「日本国籍」を喪失し、「外国人」とされたことに起因する。

同条約が発効する時、スガモ・プリズンには九一七人の戦犯が拘禁され、そこには二九人の朝鮮人と一人の台湾人が含まれていた。そこで、これらの旧植民地出身者は、一九五二年六月、「平和条約発効と同時に日本国籍を喪失したので、条約一一条にいう「日本国民」には該当せず、拘束を受けるべき法律上の根拠はない」として人身保護法による釈放請求裁判を東京地裁に提起した。事件はいきなり最高裁に送られ、同年七月三〇日、同大法廷は全員一致で、請求は認められなかった。

その判決要旨は、「戦犯として刑が科せられた当時日本国民であり、かつ、その後引き続き平和条約発効の直前まで日本国民として拘禁されていた者に対しては、日本国は条約一一条により刑の執行の義務を負い、平和条約発効後における国籍の喪失又は変更は、右義務に影響を及ぼさない」と述べている。

この最高裁判決と、各種の戦後補償立法における「国籍条項」とを合わせて考えると、「国籍を失っても、罪は残る」が、一方で「国籍を失ったので、補償はない」ということになる。こんな「不条理」が許されるだろうか。

3、また、対日平和条約と国内法の関係ということでは、次の点も指摘しておきたい。恩給法には、「死刑又は無期若しくは三年を越ゆる懲役若しくは禁固の刑に処せられたるとき」は恩給受給権が消滅する（九条二号）とある。しかし、戦争犯罪に問われてこの条項に該当した場合は、恩給受給権の消滅事由にはあたらないとされている。察するに、国内法によりこうした刑に処せられた場合に限るということだろう。たと

え、対日平和条約第一一条が、「日本国は、  
 連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し・・・」  
 と定めていても、である。

一方、国籍喪失は、前述のとおり、平和条  
 約第二条（領土放棄）がその根拠とされ、そ  
 れがストレートに、例えば、恩給法九条三号  
 （国籍を失ひたるとき）に該当するとの法的  
 効果をもたらしたのである（旧植民地出身者  
 の国籍喪失を定めた国内法は存在せず）。す  
 なわち、「戦争犯罪法廷の裁判の受諾」には  
 国内法的な効果はないが、「国籍喪失」は国  
 内法的効果をもたらす、という不条理な結果  
 を生んでいるのである。

4、ところで、援護法から始まる一連の法律  
 で、今までに（九六年度末）約四二兆円が支  
 出されているが（図表⑥）、そのほとんどは  
 「日本国民」のみを対象としている。国籍要  
 件のない被爆者関連の支出は約二兆円で、全  
 体の五％にすぎない。

〈図表⑥〉戦争犠牲者援護費の支出累計 (単位:100万円)

項目 年度	軍事恩給および遺家族援護		留守家族および引揚者援護			合 計
	1952-59	567,169		13,402		
項目 年度	旧軍人 遺族恩給	戦没者遺 族年金等	戦傷病者 医療等	原爆医療	その他戦争 犠牲者援護	
1960-77	5,497,829	809,586	30,800	174,967	191,859	6,705,041
中間計(1952-77年度、日本の「対外支払い」完了までの累計)						7,285,612
1978-95	27,316,533	3,757,551	92,494	1,930,608	33,164	33,130,350
1996	1,456,746	200,645	3,783	148,883	2,838	1,812,895
合 計(1952-96年度の累計)						42,128,857
備 考	1998年度予 算の受給人員 (本人約64 万人、遺族約 91万人)	弔慰金・特別 給付金も含 む。年金約7 万人、弔慰金 約208万人	「戦傷病者 手帳」交付 者約12万人	「被爆者健康 手帳」交付者 約32万人。健 康管理手当、 月あたり3万 円が24万人	引揚者給付 金を含む。 引揚者約34 9万人(民間 人)	

[注]1952年-59年度は「予算」、以降は「決算」.[出典]総理府「社会保障統計年報」(各年)より作成

図表⑦ 日本の対外支払い一覧 (単位: 億円)

国名(協定等の調印年)	賠償	準賠償	各種請求権	合計
1. ビルマ (1954.63)	720	684		1404
2. スイス (1955)			12	12
3. 対日平和条約16条(1955)			45	45
4. タイ (1955.62)		96	54	150
5. デンマーク (1955.59)			7.23	7.23
6. オランダ (1955)			36	36
7. フィリピン (1956)	1980			1980
8. スペイン (1957)			19.8	19.8
9. フランス (1957)			16.728	16.728
10. スウェーデン(1957)			5.05	5.05
11. インドネシア(1958)	803.088	636.876		1439.964
12. ラオス (1958)		10		10
13. カンボジア(1959)		15		15
14. 南ベトナム (1959)	140.4			140.4
15. イタリア (1959.72)			8.3305	8.3305
16. 英国 (1960)			5	5
17. カナダ (1961)			0.063	0.063
18. インド (1963)			0.09	0.09
19. 韓国 (1965)		1080		1080
20. キリシャ (1966)			0.5823	0.5823
21. オーストリア(1966)			0.0601	0.0601
22. マレーシア (1967)		29.4		29.4
23. シンガポール(1967)		29.4		29.4
24. ミクロネシア(1969)		18		18
25. 北ベトナム (1975)		85		85
26. ベトナム (1976)		50		50
27. アルゼンチン(1977)			0.8316	0.8316
28. モンゴル (1977)		50		50
合計	3643.488	2783.676	210.7655	6637.9295

〔注〕 賠償は正式な「賠償協定」にもとづく支払い、「準賠償」はそれ以外の無償供与を指す。

〔出典〕 朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』朝日新聞社、1994年より作成(一部修正)。

図表⑧ 在外財産の概算(1945年8月15日現在) (単位: 100万円)

	合計(%)	国有財産	企業財産	個人財産
合計(%)	325,000(100)	51,000(15.7)	232,000(71.4)	42,000(13.0)
朝鮮	77,000(23.7)	17,000	50,000	10,000
台湾	29,000(8.9)	12,000	14,000	3,000
満州	134,000(41.2)	14,000	104,000	16,000
華北	42,000(13.0)	5,000	31,000	6,000
華中・華南	27,000(8.3)	2,000	21,000	4,000
その他	16,000(5.0)	1,000	12,000	3,000

〔出典〕 『毎日新聞』1946年7月29日付「民間在外財産の補償打切りか」より作成。

一方、対日平和条約第四条、第一四条、第一六条により、フィリピン、インドネシア、ビルマ、韓国などに支払った対外賠償（無償資金供与を含む）に、在外資産の喪失、中間賠償の引渡を加えても、その総額は約一兆円にすぎない（図表⑦及び⑧）。しかも、国内支出はまだまだ続いているが、対外支払いは一九七七年度に支払いが終了している（ただし、国交未回復の北朝鮮は未済）。戦後補償における内外格差は一目瞭然といえよう。

五、台湾人元日本兵の提訴、そして九〇年代

1、インドネシアのモロタイ島で「中村輝夫」名の台湾人元日本兵が発見されたのは一九七四年一二月のことである。このことがひとつのキッカケとなって、台湾人元日本兵及びその遺族が、戦後補償をまったく受けていない問題が浮上し、七七年八月、台湾住民一三人が日本政府に各五〇〇万円の補償請求裁判を提起した。今から思うと、この提訴は日本の戦争にまき込まれたアジアの人々の日本国に対する戦後補償裁判の嚆矢となったのである。日本人にのみ積み重ねられた戦後補償への「頂門の一針」となったといえよう。

この裁判は、一審、控訴審、上告審といずれも原告敗訴となったが、東京高裁判決は、一九八五年八月「ほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益を受けていることは明らかであり、「中略」早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう努力することが、国政関与者に対する期待である」と指摘したのである（ジュリス卜八四七号参照）。この付言が引き金となって、一九八七年と八八年に特別立法（台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律、及び特定弔慰金等の支給に関する法律）が制定され、戦没者遺族及び重度戦傷病者（合計約三万人）に各二〇〇万円が支給された（総額六〇〇億円、立法は最高裁判決以前）。

2、日本で台湾人元日本兵の補償請求裁判が審理されている頃、アメリカでは大戦中の日系人強制収容問題について連邦議会に特別委が設置され、公聴会などが開かれていた。同委員会は、一九八三年六月、「公式謝罪」と「各二万ドルの補償金」を支払うようにとの「勧告」を採択した（同委員会報告書の和訳は、『拒否された個人の正

義』三省堂、一九八三年)。そして、それを盛り込んだ市民自由法が成立した八八年には、日本でも前述の台湾人元日本兵についての特別立注が成立したことになる。二〇〇万円という金額にはアメリカの二万ドルが影響したとみられる。日系人強制収容事件はカナダでもおきたが、やはり八八年、カナダ政府も同様に謝罪と補償による解決をはかった。両国とも係官を日本に派遣し、その問い合わせに応じたり、申請の受けを行った。「当時」の被収容者であれば、その後どこに住み、どこの国籍を持つかが、補償するとなれば「平等」に扱ったのである。

3、シベリア抑留問題は戦後長くソ連(当時)と日本との間でくすぶって来た問題であるが、九一年、ゴルバチョフ大統領が来日する際、約六〇万人の名簿のうち死者約六万人の埋葬地に関する情報を日本側に手渡した。また、同大統領は来日にあたって、ハバロフスクで日本人抑留者のお墓に献花し、さらに、来日後、東京のホテルで抑留者団体の代表に面会し、遺憾の意を伝えたのである。

九〇年、韓国の盧泰愚大統領が来日した折には、強制連行された韓国人の名簿調査を日本側に依頼したが、少なくとも七〇万人といわれるのに、日本政府は二回にわたって約一〇万人分の名簿を用意しただけである。ソ連にははるかに及ばなかったことになる。

4、戦後補償における日本の「一国主義」に対するもう一つの問題提起は、足もとの在日韓国人戦傷軍属による提訴である。すなわち、一九九一年初め、神奈川県在住の石成基と大阪府在住の鄭商根は、それぞれ障害年金の請求または国家賠償請求訴訟を提起したのである。いずれも、その後、年金申請が却下されたため、処分の取消請求の

行政訴訟となった。この二人のほかにも、京都府在住者、埼玉県在住者及び滋賀県在住者の計五名の在日韓国人が、援護法又は恩給法の定める国籍要件の不当性を訴える裁判を継続中である。

石成基を例にとると、援護法にいう「第三項症」に該当するが、同じ戦傷を負った日本人には、同法制定から一九九四年三月までに、累計で五七七〇万円余の障害年金が支給され、「扶養加給金」及び「妻に対する特別給付金」を加えると、総額は六一四八万円に達する。国籍による差別の深刻さを示して余りある。

しかし、東京地裁は一九九四年七月、「立法不作為の状況」と指摘するのみで、また大阪地裁は一九九五年一〇月、「違憲の疑い」があると指摘するのみで、いずれも棄却判決を言い渡した。

5、前述の「在日」の戦傷軍属の戦後補償裁判は、その後控訴審にすすみ、九八年から九九九年にかけて相次いで高裁判決が言い渡された。九八年九月、東京高裁は、請求は棄却したもの、所見において「援護法の国籍条項及び本件付則を改廃して、在日韓国人にも同法を適用の道を開くなどの立法をすること、または在日韓国人の戦傷病者について、これに相応する行政上の特別措置を採ることが、強く望まれる」とよりきびしい注文を付した。

九九年三月、衆院内閣委で、この問題が議論された際、野中広務官房長官（当時）は、「東京高裁の求められておる所見に基づきながら、私どもとして検討をさせていただきます」ことを、お答えとして申し上げておきます」と答弁した（三月九日、同会議録第三号、五頁）。



九九年一〇月には、大阪高裁がさらに踏み込んで、「国会には、できるだけ速やかに、在日韓国人である軍人軍属等に対する差別的取扱いを憲法一四条、あるいは自由権規約二六条に適合するようには是正することが要請されている」と指摘し、さらに「国会が、今後何らの是正措置を行わず、その是正に必要な期間を経過したような場合」は、「立法不作為が国家賠償法上の違法な行為と評価され得る」としたのである。

さきの野中答弁もあり、今年に入って、四月二〇日、民主党は「特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案」を、五月一二日には与党三党が「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等支給法案」を、それぞれ衆議院に議員提案するに至った。

6、日本の外務省の調査結果「負傷又は戦死した外国人に対する欧米各国の措置概要」(一九八二年)によると、調査対象のアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、西ドイツ(当時)の五ヶ国は、いずれも外国人元兵士などに対し自国民とほぼ同様の一時金又は年金を支給している。この五ヶ国にカナダと日本を加えるとサミット参加国となるが、カナダは植民地をもっておらず、日本のみが「国籍」を理由に除外しているのである。

前引の大阪高裁判決が「自由権規約二六条に適合するようには……」と指摘したのは、国連の規約人権委で日本の現状が批判されたことと関係している。すなわち、九三年一月、日本政府の第三回報告を審査した後の同委のコメントは、「旧日本軍に従軍した韓国朝鮮及び台湾出身者で、もはや日本国籍を有していない者が、年金にお

いて差別されている」と指摘していたのである（和訳は、法学セミナー、九四年二月号所収）。さらに、第四回報告の審査の最終所見（九八年一月）では、「委員会は、第三回報告審査の後に出了された委員会の勧告の多くの部分が実行されていないことを遺憾に思う」とされ、また、「委員会は、規約上の人権についての裁判官、検察官、行政官に対する研修を定めた規定が存在しないことに懸念をもっている」とも指摘された（和訳は、同誌、九九年二月号所収）。

日本も加入した自由権規約二六条が定める「法の前の平等」に反することが国連でも問題にされているのである。セネガル人元フランス兵の年金額を途中から据え置いた措置について、同規約委員会は、八九年四月、二六条違反と判定したのである（日本は、フランスのように同規約の選択議定書を批准していないため、残念ながら個人が国連に申立をする道はふさがれている）。フランスは勧告を受けて是正措置をとっている。

#### 六、司法の役割と司法への期待

本件の審理において参考にしていただければと思い、以上私の意見の概要を綴った。1、ポツダム宣言の受諾は戦後日本の原点であり、それは台湾領有にまでさかのぼって「過去」が問われたのである。現行憲法は明治憲法下の国家的営為の結果を受けて誕生しており、「憲法がまったく予想していないところ」とか、「国家無答責」、「時効」、「除斥期間」などの法理になじまないことはいうまでもない。例えば、日朝国交正常化交渉においてこうしたものが何ら意味を持たないことは明らかである。

2、占領改革での一つのテーマは、自国民中心主義の克服だったといえるが、それは未完の改革に終わった。そして、主権回復後に再開された戦争犠牲者援護政策は、「国籍条項」によって自国民中心主義を旨とし、その結果、「内に厚く、外に薄い」戦後補償となってしまった。大蔵省は、「高度成長期に入った日本は、大局的に見て、さほど苦勞をせずに賠償を支払うことができた」と総括した（『昭和財政史』一九八四年）。

3、こうした「体系」に「一矢」を放ったのは台湾人元日本兵の補償請求訴訟の提起であった。そして、一九八九年、日本では「昭和」が終わり、中国では天安門事件が、そしてヨーロッパでは「ベルリンの壁」が崩壊した。韓国の民主化宣言、中国の改革開放政策、東西冷戦の終結を受けて、一九九〇年代に入ると、日本の政府や企業を相手とする戦後補償裁判が相次いで提起された。

4、欧米でも、「過去の克服」への取り組みは進められてきた。アメリカ、カナダは、日系人強制収容問題について、「補償と公式謝罪」を実行に移したことは周知の通りである。戦後四〇周年にあたり、「過去に眼を閉ざすものは、現在をも見るべきでない」と説いたのは西独（当時）のワイツゼッカー大統領であった。西独では、一部、企業による強制労働者の補償が進んでいたが（和訳『奴隷以下——ドイツ企業の戦後責任』凱風社、一九九三年）、ドイツ統一後、それはさらに拡大し、九九年一月、ドイツ政府と企業は合わせて一〇〇億マルクの基金を創設し、強制労働者の補償にあてることにした。

5、五〇件を越える戦後補償裁判もかなり進行し、韓国人BC級戦犯国家補償請求事件

では、九九年一二月に最高裁判決が下された（棄却）。しかし、司法府が問題の所在を指摘し、前述のように在日の戦傷軍属については具体的な立法案が国会に提案された。唯一の部分勝訴判決が、九八年四月、山口地裁下関支部で言い渡され（立法不作為により、元慰安婦に各三〇万円の支払いを命じた）、去る四月一〇日、民主党によって「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」が参議院に議員提案された。

企業を相手とする裁判では、九七年九月、新日鉄が、九九年四月には日本鋼管が、それぞれ韓国人元徴用工との間で和解解決を見ている。九九年九月、東京高裁は鹿島花岡事件について和解を勧告、一二月には原告のみでなく、全体解決のための受け皿を中国紅十字会が受諾したことから、新段階を迎えている。

6、従来から政府は、平和条約及び二国間協定で解決済み（除、台湾、北朝鮮）としてきたが、元外務次官の須之部量三氏は、外務省の広報誌で次のように述べている。「これまでの一連の戦後処理を考えると、日本の経済力が本当に復興する以前のこと、どうしても日本の負担を『値切る』ことに重点がかかっていた。いまとなつてみると、条約的・法的にはたしかに済んだけれども、何か釈然としない。不満が残ってしまう。そのへんが、今後とも日本の国格あるいは『国徳』とでもいうべきものが望まれながら出てこない、ということにつながりかねないのです」（『外交フォーラム』九二年二月号）と。

三権の一角を占める司法も、この発言に耳を傾けてほしい。

— 以上 —